

業務仕様書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校に設置の燃料地下タンク貯蔵所等の定期点検及びマンホールパッキン取替業務について適用する。

2 業務名

三重県警察学校燃料地下タンク貯蔵所等定期点検及びマンホールパッキン取替業務

3 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日まで

4 履行場所

三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校

5 対象施設

三重県警察学校

地下タンク貯蔵所 容量3,000ℓ（軽油）

6 燃料地下タンク貯蔵所等定期点検

(1) 点検方法

ア 消防法第14条の3の2の規定に基づく点検を行う。

イ 点検箇所は、地下タンク本体及び地下埋設配管とする。

ウ 点検は、危険物の規制に関する規則第62条の6に定める者が行うこと。

(2) 点検内容

点検内容は、製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年5月29日付け消防危第48号消防庁危険物規制課長通知）によること。

※マンホール内及び漏えい検査用点検口内の滞水の除去を含む。

7 マンホールパッキン取替

取替を行うマンホールパッキンは、下記のとおりとする。

(1) WMP-80DW 外蓋用 1式

(2) WMP-80DW 内蓋用 1式

(3) WMP-70DW 外蓋用 1式

(4) WMP-70DW 内蓋用 1式

8 業務報告及び検査

業務終了後、完了届、業務実施写真、点検記録表及び点検結果報告書を各2部提出し、委託者の検査を受けるものとする。

9 代金の請求及び支払い

- (1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。
- (2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、事前に実施日、点検者等について協議・調整すること。
- (2) 業務中は火気厳禁とし、事故のないように十分注意すること。
- (3) 業務に使用する消耗品、計測器等に係る経費は、受託者の負担とする。
- (4) 軽微な部品交換等は業務に含むものとする。
- (5) 既設建物及び工作物の養生に十分留意し、破損した場合は受託者の負担において元どおりに補修すること。
- (6) 点検の結果、設備の補修及び改修を要する事項がある場合は、その方法等について指導、助言を行うこと。
- (7) 本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議の上、決定するものとする。

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者（以下「解除対象者」という。）

を再受託者等（再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）並びに乙、再受託者又は下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再受託契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。